

皆野町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

皆野町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

皆野町は、「心ふるさとと夢を宿し、生きる力を培う教育と文化の町を目指す皆野教育」の基本理念のもと、ウェルビーイングな学校づくりに取り組んでいる。その実現のためには、教育職員が子供と向き合う時間を確保し、専門性を高めながら安心して力を発揮できる環境づくりが不可欠である。

本計画は、学校における働き方改革を計画的に進め、業務の適正化や効率化を図ることで、子供たちへのより良い教育を推進することを目的とする。

(2) 皆野町の現状

○ 皆野町では、令和5年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「皆野町立小・中学校における働き方改革基本方針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、現状は以下のとおりであった。

【令和7年6月「勤務状況調査」】

	平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	24.0時間	8.5%	0%
中学校	41.2時間	50.0%	0%

○ 時間外在校等時間が80時間を超える教育職員はいなかったが、45時間を超える割合は小学校で8.5%、中学校で50.0%となっている。小学校では授業準備や登下校指導など、中学校では個々の生徒に応じた教育相談、生徒指導や部活動などの業務の負担感が大きくなっている。教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を 100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする【14.3日】
- ・ストレスチェックにおける総合健康リスクの値をすべての学校で80以下とする
【最も高い学校が82】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

令和8年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)
 - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、関係機関・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)
 - ・ 放課後から夜間における見回りについては、地域住民その他関係者が担う体制に委ねることとし、学校の自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)
 - ・ グループウェアやアプリケーションの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - ・ 事務の共同実施による事務処理能力の向上と事務処理の簡素化を図る。
- 部活動(「3分類」⑬関係)
 - ・ 令和10年度に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現するため、秩父地域での連携をすすめることに加え、「皆野町地域クラブ活動推進協議会」を組織し具体的検討をすすめる。また「皆野町部活動の方針」に定める休養日、活動時間等について、生徒及び保護者の理解促進を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)
 - ・ 教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務についてはスクールサポートスタッフが中心となって行うとともに、校務支援システムやデジタル採点等の技術を活用することによって、事務負担を軽減する。

● 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑱関係)

- ・ 教育委員会において、スペシャルサポートルーム(SSR)スタッフや学習支援員の研修を複数回実施することで、不登校や支援が必要な児童生徒に対するスペシャルサポートルームの機能強化や支援員による効果的な支援を促進する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、学習評価や成績処理などの校務を効率化する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 学校における定時退庁日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・ 早出遅出勤務制度について検討を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。